

宿毛市建設工事共同企業体取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事ごとに結成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）基本的要件、結成の基準及びその他必要な事項について、その取扱を定めるものとする。

(共同企業体の運営形態等)

第2条 共同企業体の運営形態は、各構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式とする。
2 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものでなければならない。
3 出資割合は、各構成員が共同企業体として施工する工事に関与する割合に応じて定め各構成員の施工能力を反映した適正なものでなければならない。

(結成)

第3条 共同企業体は、市内業者（市内に本社を有する業者をいう。以下同じ。）の受注機会の確保、大規模工事の確実な施工、技術の拡充強化、経験の増大及び危険の分散を図り工事の適正、円滑かつ確実に施工することを目的として、結成するものとする。

(対象工事)

第4条 共同企業体方式を活用する事が出来る工事は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定める規模の工事とする。

- (1) 土木一式工事 工事費が3億円以上のもの
- (2) 建築一式工事 工事費が3億円以上のもの
- (3) 上記以外の工事 工事費が1億円以上のもの

2 前項各号に掲げる規模の満たない工事であっても、工事の円滑かつ確実な施工に資すると認められるもの、その他特に必要と認められるものについては、共同企業体方式を活用できるものとする。

3 基準金額以上でも、市内業者で施行可能な事業はこの限りでない。

(構成員)

第5条 共同企業体の構成員数は、原則として2又は3社とする。

(構成員の要件)

第6条 共同企業体の構成員は、次の条件を満たすものとする。
(1) 市内業者にあつては、当該工事に対応する許可業種のA等級、B等級（高知県指名競争入札参加資格）に格付け、登録されているもの、市外業者にあつては、A等級の県内業者と、それと同級以上施工能力のあると認められる者であること。
(2) 当該工事と同種の工事を施工した経験があること。
(3) すべての構成員が、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

(構成員の選定)

第7条 共同企業体の構成員の選定は、宿毛市建設工事等指名選定委員会の選考に基づき行うものとする。

(構成員の指名)

第8条 前条に基づき選定された構成員に予備指名方式により通知（様式第1号）をするものとする。
2 前項に規定する予備指名方式は、グループ別指名制とする。

(入札参加手続)

第9条 前条に基づき、共同企業体の構成員として予備指名の通知を受けた者が、共同企業体として市が発注する建設工事に係る指名競争入札に参加しようとするときは共同企業体の入札参加資格審査の申請をするものとする。

(資格審査の申請)

第10条 共同企業体の資格審査の申請は、次に掲げる要件を満たす場合でなければすることができないものとする。

- (1) 代表者は、施工能力、施工実績等を勘案し決定されたものとし、等級の異なる者の間においては、上位等級の者であること。また、その出資比率は、構成員中最大か又は同等とすること。
- (2) 構成員のうち、最小の出資比率は、次に掲げる共同企業体の構成員数の区分に応じ、それぞれに掲げる割合以上とすること。

イ	2社	30%
ロ	3社	10%

- 2 共同企業体の結成は、第8条の規定により予備指名の通知を受けた業者間の自主結成とする。この場合、構成員は当該工事について他の共同企業体の構成員となることができないものとする。
- 3 第1項の申請は、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書(様式第2号)に特定建設工事共同企業体協定書甲(様式第3号)その他申請に必要な書類を添えて提出するものとする。

(その他)

第11条 共同企業体に対する行為は、すべて当該企業体の代表者を相手方とするものとする。

附 則

この要領は、平成16年8月1日から施行する。

この要領は、平成21年7月8日から施行する。